

令和7年度（豊田市）第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）実施計画

この計画は、愛知県が令和3年度に策定した第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ管理）（以下「特定計画」という。）の実施計画として策定するものである。

1 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ (*Sus scrofa*)

2 計画の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 管理すべき区域

特定計画に基づき管理すべき対象区域は、豊田市内全域とする。

4 現状

（1）生息環境と土地の利用状況

豊田市は、市町村合併を重ねて発展してきたことから多様な地域が存在し、森林は市域の約68%であり、国有林1,243ha、民有林60,960ha 合計62,203ha となっている。民有林の内訳としては、人工林35,032ha、天然林23,827ha である。

また、農地は市域の約9%、7,993ha であり、その内約45%の4,382ha が耕作条件不利地の中山間地域となっている。

中山間地域は、山あいには農地と宅地が点在しており、山林と農地が隣接することが多い。さらに人口減少、高齢化の影響もあり農地として管理できなくなった耕作放棄地が全体の約20%を占め、農地と鳥獣のすみかの境界が曖昧となり農作物への被害が懸念される状況である。

（2）生息状況

特定計画によると、愛知県内の令和2年度のイノシシの分布域は図1のとおりであり、豊田市では、西部の一部を除き全域に生息する。

また、愛知県内の令和5年度末における生息数は14,703頭（中央値）である。ただし、この数値はH30年度以降の豚熱による死亡の影響を反映できていないため、注意が必要である。なお、豚熱の影響を受ける前のH29年度の生息密度分布図は図2上段、令和4年度の生息密度分布図は下段のとおりであり、それによると、豊田市内では、20頭/km²を超える地点が多く存在し、中心部から東部で生息密度が高い。

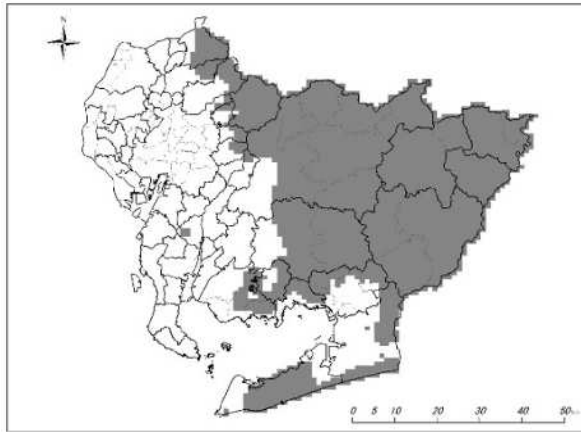


図1 愛知県における分布域 (R2 年度)

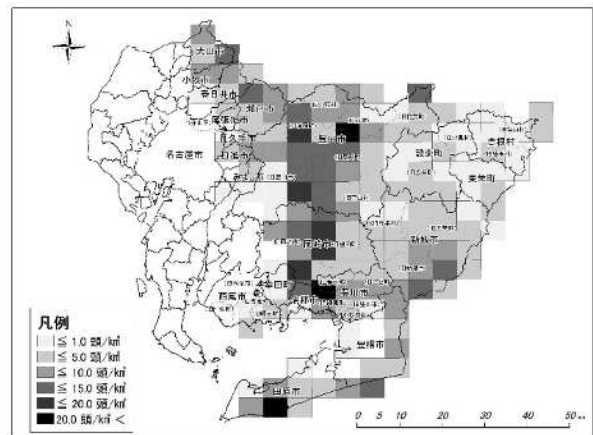
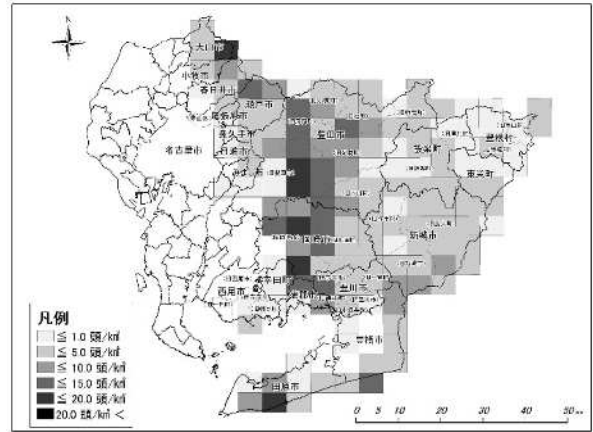


図2 愛知県におけるメッシュ別生息密度
(上：H30 年度、下：R5 年度)

(3) 被害の状況

表1 豊田市における被害の状況

旧市町村名	令和3年		令和4年		令和5年	
	被害面積	被害金額	被害面積	被害金額	被害面積	被害金額
旧豊田市	12.50	24,142	11.44	29,456	10.62	26,694
旧藤岡町	1.85	3,473	1.15	2,687	1.00	1,726
旧小原村	0.83	1,156	0.93	1,453	1.27	2,483
旧足助町	8.23	22,410	3.60	7,311	11.44	17,796
旧下山村	1.31	2,024	3.35	6,267	2.38	3,992
旧旭町	0.92	1,268	3.06	5,746	0.73	1,254
旧稲武町	0.20	202	0.33	551	0.17	370
計	25.84	54,675	23.86	53,471	27.61	54,315

愛知県における農業被害額の状況は図3、農業被害額の変化は図4のとおりである。

豊田市における過去3年間のイノシシによる農産物被害状況を表1に示す。

市では、平成18年より全農家を対象に鳥獣被害アンケート調査を実施し、被害状況の把握を行っている。イノシシへの豚熱感染拡大により、一時的に減少し

ていた被害が、令和2年に豚熱感染前の数値に近づき、令和3年以降は高止まりしている。

被害作物は、水稻を中心にその他果樹、茶など作物全般に被害が発生している。今後も、鳥獣被害アンケート調査を実施し、鳥獣害対策の基礎資料としていく。

農作物以外の被害では、公園、ゴルフ場等における掘り返し被害、市街地への出没による生活環境被害等の相談がある。

また、豊田市では、平成31年1月から令和元年8月にかけて3件の養豚農家で豚熱の感染が確認された。さらに、野生イノシシでは現在も感染が確認されている。

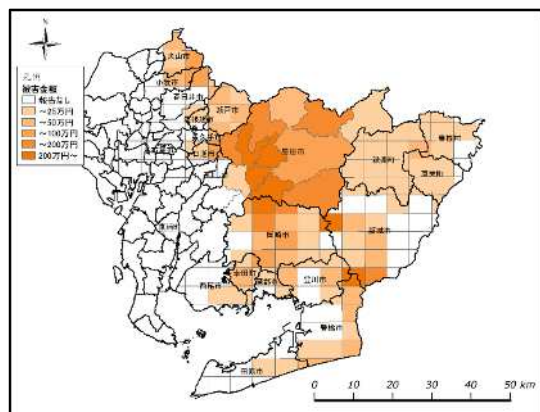


図3 愛知県における農業被害額
(R4年度)

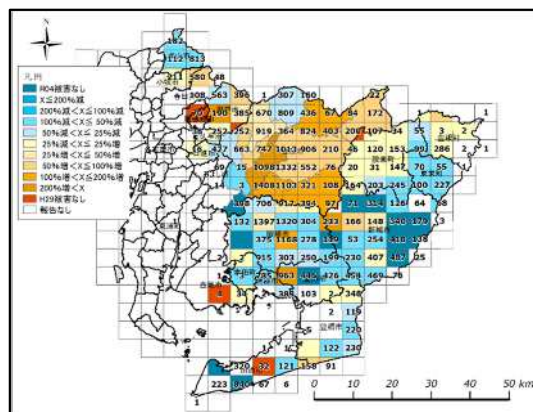


図4 愛知県における農業被害額の変化
(H29→R4年度)

(4) 対策の実施状況と評価

ア 捕獲に係る対策

愛知県内における令和4年度の捕獲分布図は図5のとおり。

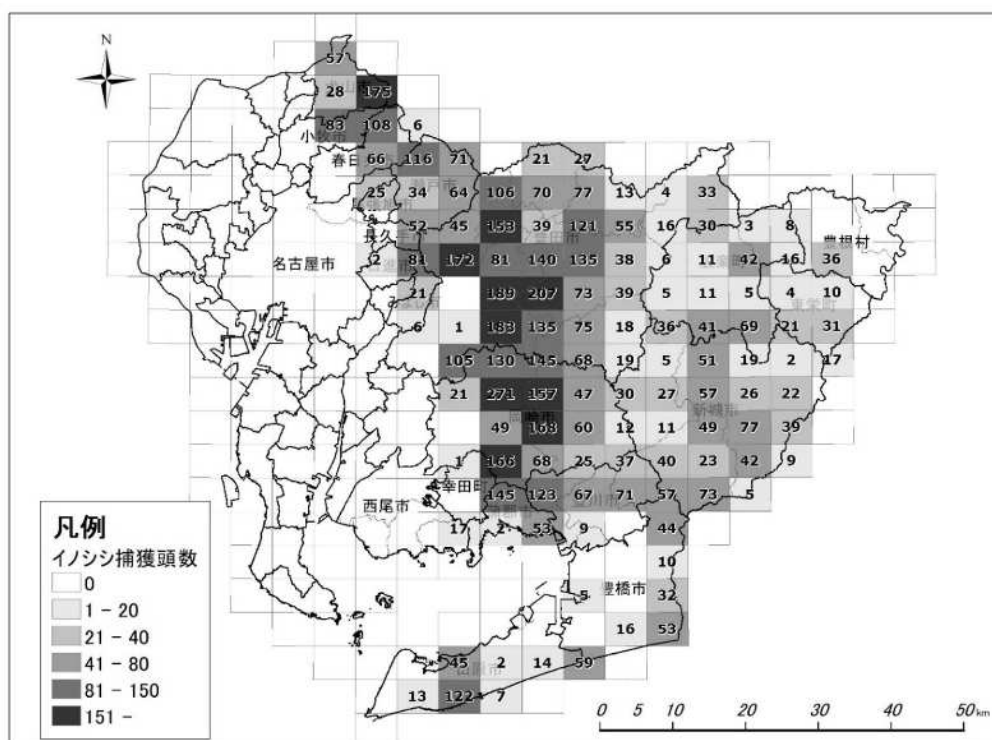


図5 愛知県における捕獲分布図 (R4年度)

豊田市における捕獲実績は表2のとおりであり、令和元年に野生イノシシの豚熱感染の影響で捕獲頭数が大きく減少している。それ以降は増加し、現在は高止まりしている。市内の中山間地域では旧稲武町を除き満遍なく捕獲されている。

また、捕獲は、捕獲おりにかかったものが中心であったが、令和2年度から「くくりわな」による個体数調整を実施し、捕獲頭数も増加しているため、引き続き実施していく必要がある。

表2 豊田市における許可捕獲（個体数調整）の実施状況

地区	内訳	種類	R2	R3	R4	R5	R6 (見込)
旧豊田市	手法別捕獲頭数	銃	1	7	0	0	0
		罠	689	943	759	950	981
		不明	0	2	2	1	2
	成獣・幼獣別捕獲頭数	成	230	441	405	472	473
		幼	460	511	356	479	510
旧藤岡町	手法別捕獲頭数	銃	0	0	0	0	0
		罠	167	260	264	144	281
	成獣・幼獣別捕獲頭数	成	83	193	162	92	176
		幼	84	67	102	52	105
旧小原村	手法別捕獲頭数	銃	4	6	0	2	0
		罠	138	208	206	184	300
		不明	0	0	0	0	0
	成獣・幼獣別捕獲頭数	成	38	109	107	85	145
		幼	104	105	99	101	155
旧足助町	手法別捕獲頭数	銃	3	13	4	16	3
		罠	590	738	623	732	828
		不明	0	0	0	0	0
	成獣・幼獣別捕獲頭数	成	168	385	318	310	406
		幼	425	366	309	438	425
旧下山村	手法別捕獲頭数	銃	0	2	3	3	2
		罠	76	130	228	140	221
	成獣・幼獣別捕獲頭数	成	28	63	110	58	107
		幼	48	69	121	85	116
旧旭町	手法別捕獲頭数	銃	0	0	0	0	0
		罠	116	111	150	121	322
		不明	0	0	0	0	0
	成獣・幼獣別捕獲頭数	成	37	60	99	50	163
		幼	79	51	51	71	159
旧稲武町	手法別捕獲頭数	銃	0	0	1	0	5
		罠	7	8	35	6	35
	成獣・幼獣別捕獲頭数	成	4	4	25	5	20
		幼	3	4	11	1	20

イ 被害防除に係る対策

豊田市における年度別の被害防除対策の実施状況は表3のとおりである。

侵入防止対策として集落ぐるみの対策と個人の対策の2本立てにより、電気柵やワイヤーメッシュ柵等による侵入防止柵を設置して対策が実施されている。

なお、侵入防止柵は、設置後の見回りや補修などの維持管理を行わなければ、十分な効果を発揮できないと考えられる。

これらの対策による課題の解決と併せて、侵入防止柵の設置技術の習得、地域内での連携・意思統一が必要となっている。

ウ 生息環境管理に係る対策

豊田市では、農事組合等が実施する農地周辺の藪・下草の刈払い、森林・竹林の伐採、放任果樹の伐倒除去により緩衝帯を創り出す行為に対し補助金を交付し、生息環境管理の整備を促進している。

表3 豊田市における捕獲対策、防除対策、生息環境管理対策の実施状況

年 度	捕獲対策			防除対策			生息環境管理対策
	捕獲おり 整備(基) (イノシシ用)	狩猟免許取得支援(件)		侵入防止柵整備(m)			緩衝帯 整備(m)
		銃	わな	電気柵	ワイヤーメッシュ柵	ネット柵(嵩上げ)	
令和元年度	39	5	18	23,114	52,116	39,250	19,210
令和2年度	22	0	5	6,594	65,124	26,876	10,163
令和3年度	19	2	11	5,413	31,710	21,773	1,350
令和4年度	15	2	8	5,170	25,259	16,040	18,923
令和5年度	9	3	7	6,757	27,358	15,271	6,683
令和6年度 (見込み)	9	3	7	3,208	25,409	22,455	2,800

※嵩上げ含む。

5 評価

イノシシの捕獲に加え、侵入防止対策、生息環境管理を実施することにより豊田市内の農作物被害は減少している。しかし、捕獲頭数が増加していることから生息数は増加していると考えられるため引き続き各対策を実施していく。

市内の旧市町村別の被害対策の実施状況を表3に示し、評価を表4に示す。また、イノシシの捕獲については、捕獲おりにかかったものが中心であったが、令和2年度から「くくりわな」による個体数調整を実施し、捕獲頭数も増加しているため、引き続き実施していく必要がある。

これらの対策による課題の解決と併せて、侵入防止柵の設置技術の習得、地域内での連携・意思統一が必要となっている。

表4 豊田市における被害動向と対策の評価

	被害動向	評価							
		捕獲対策		被害防除対策					
		銃	罟	防護ネット	防護柵(イノシシ用)	防護柵(イノシシ・シカ用※)	複合柵(防護柵+電気柵)	電気柵	その他内容を記載
旧豊田市	横ばい	△	◎	－	◎	◎	－	○	
旧藤岡町	減少傾向	△	◎	－	◎	◎	－	○	
旧小原村	増加	○	◎	－	◎	◎	－	○	
旧足助町	横ばい	○	◎	－	◎	◎	－	○	
旧下山村	横ばい	○	◎	－	◎	◎	－	○	
旧旭町	横ばい	－	◎	－	◎	◎	－	○	
旧稲武町	横ばい	○	◎	－	◎	◎	－	○	

	生息環境管理対策		
	藪の刈り払い	未回収農作物の回収	その他（内容）
旧豊田市	○	－	
旧藤岡町	○	－	
旧小原村	○	－	
旧足助町	○	－	
旧下山村	－	－	
旧旭町	○	－	
旧稲武町	－	－	

※ 被害動向は「増加」、「増加傾向」、「横ばい」、「減少傾向」、「減少」、「被害なし」で記載する。

※ 評価は「◎＝非常に効果がある」「○＝効果がある」「△＝あまり効果がない」「×＝効果がない」の４段階で評価する。なお、対策を実施していない場合は「－」を記載する。

6 管理の目標

(1) エリア区分

愛知県では、イノシシの分布状況等を基に、図6のとおり対象区域の市町村を3種類のエリアに区分している。

豊田市は、「管理エリア」に該当する。イノシシの在来個体群の分布が確認されている地域を管理エリアとする。当該エリアでは、農業等への被害防止を図るため、高い捕獲圧をかけ続けることにより、農業被害が発生しない程度の水準まで生息数の減少を図る。また、重点的な捕獲に加えて、防除対策、生息環境管理を地域ぐるみで実施することによって被害の未然防止又は減少を図る。

なお、分布の最前線地域では、情報収集、捕獲等の対策を、重点的に実施する。

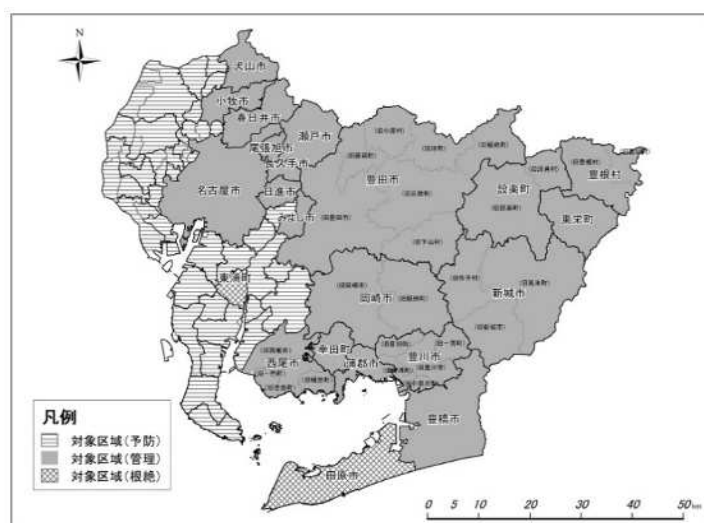


図6 対象区域及び類型区分

(2) 目標

愛知県では、特定計画において目標を以下のとおり掲げている。

目 標	指 標
生息数の減少	－（生息数に係る情報収集を進める）
分布の拡大防止及び縮減	分布する市町村数（22）
農業被害の未然防止又は減少	農業被害額、市町村被害防止計画の達成状況
豚熱による被害の防止	－

豊田市は、管理エリアに該当するため、高い捕獲圧を継続し生息数の減少を目指す。

(3) 目標を達成するための施策の基本的考え方

市町村実施計画は単年度の計画であるが、順応的管理の考え方を踏まえ、施策の実施状況及び効果を随時確認・評価しつつ、必要に応じて計画の変更等を行う。次年度の計画については、当年度の計画の評価を踏まえて、施策や目標の設定を行うものとする。

7 数の調整に関する事項

(1) 前提

愛知県では、実際の生息数が不明であることから、具体的な年度あたりの捕獲目安は示されていないものの、高い捕獲圧をかける必要があるとしており、豊田市でもそのことを踏まえた目標数を設定する。

(2) 捕獲計画

豊田市鳥獣被害防止計画に基づき表5のとおり捕獲を計画する。

表5 豊田市における令和7年度の捕獲計画（案）

地区	捕獲手法別		成・幼獣別		合計
	銃	罠	成	幼	
旧豊田市	5	1,235	620	620	1,240
旧藤岡町	5	495	250	250	500
旧小原村	5	345	175	175	350
旧足助町	5	1,100	552	553	1,105
旧下山村	5	400	202	203	405
旧旭町	5	315	160	160	320
旧稲武町	5	75	40	40	80
合計	35	3,965	1,999	2,001	4,000

(3) 計画を達成するために実施する対策

ア 捕獲の担い手の確保

狩猟免許の取得等に係る費用を支援し、地域における有害鳥獣捕獲活動の担い手の確保に努めていく。

また、捕獲作業に際して、見回りへの協力や、生息情報の提供など地域ぐるみの捕獲の実現に向け、地域住民に向けた啓発、研修を実施する。

イ 捕獲技術の開発

猟友会駆除員や集落の補助者に対する研修会等を開催し、捕獲技術の向上に向けた取組を実施していく。

ウ メスイノシシの捕獲促進

イノシシは性成熟が早く多産であるため、メスの成獣の捕獲を推進する。しかし、罠による捕獲が中心の豊田市では、メスイノシシを狙って捕獲することは困難であるため、捕獲機会のあるイノシシに関しては、雄雌に関わらず全て捕獲していく。効率的な捕獲を進めるためには、複数の捕獲手法を組み合わせることで捕獲を強化するとともに、捕獲時期について検討する。

なお、農業被害を低減するためには、農地周辺で加害個体を含む群れごと、幼獣だけでなく成獣も捕獲する必要がある。

エ 広域捕獲の実施

農作物の被害予防として、農地への供給源となる岡崎市との境界付近の林の中で繁殖する群れを愛知県と協力し計画的に捕獲する。

8 被害防除対策に関する事項

(1) 実施計画

豊田市鳥獣被害防止計画に基づき表6のとおり被害防除対策を計画する。

表6 豊田市における令和7年度の防除対策等の実施計画（案）

侵入防止柵整備（m）			捕獲おり 整備（基） （イノシシ用）	狩猟免許 取得支援	
電気柵	ワイヤメッシュ柵	ネット柵 （嵩上げ）		銃	わな
1,000	52,974	18,684	13	3	7

(2) 計画を達成するために実施する対策

豊田市農作物等鳥獣害対策連絡協議会が実施する集落を対象とした侵入防止柵整備及び豊田市が実施する個人を対象とした野生鳥獣被害防止対策事業補助金により防除対策を推進する。

9 生息環境管理に関する事項

(1) 実施計画

豊田市鳥獣被害防止計画に基づき表7のとおり生息環境管理対策を計画する。

表7 豊田市における令和7年度の生息環境管理対策の実施計画（案）

生息環境管理対策	
藪の刈り払い	放任果樹の伐倒
1,000	5本

(2) 計画を達成するために実施する対策

「豊田市農作物等鳥獣害対策連絡協議会緩衝帯整備事業補助金」の交付により農事組合等が実施する農地周辺の藪・下草の刈払い、森林・竹林の伐採、放任果樹の伐倒除去により生息環境管理を促進する。

10 その他の管理のために必要な事項

(1) 実施計画の実施体制

ア 実施計画の作成

毎年度、特定計画に基づき、捕獲対策、被害防除対策、生息環境管理対策に係る内容（実績及び計画を含む）を記載した実施計画を作成する。計画の作成にあたっては、毎年度、生息・被害の状況、被害防除対策の実施状況の効果等の情報を収集・把握したうえで、これまでの施策の評価を行う。

また、毎年度、県が提供する生息数の指標となる資料等を基に、農林業被害の状況を踏まえて、高い捕獲圧をかけることを前提に捕獲目標数を設定する。

なお、実施計画の内容は、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画と整合を図るものとする。

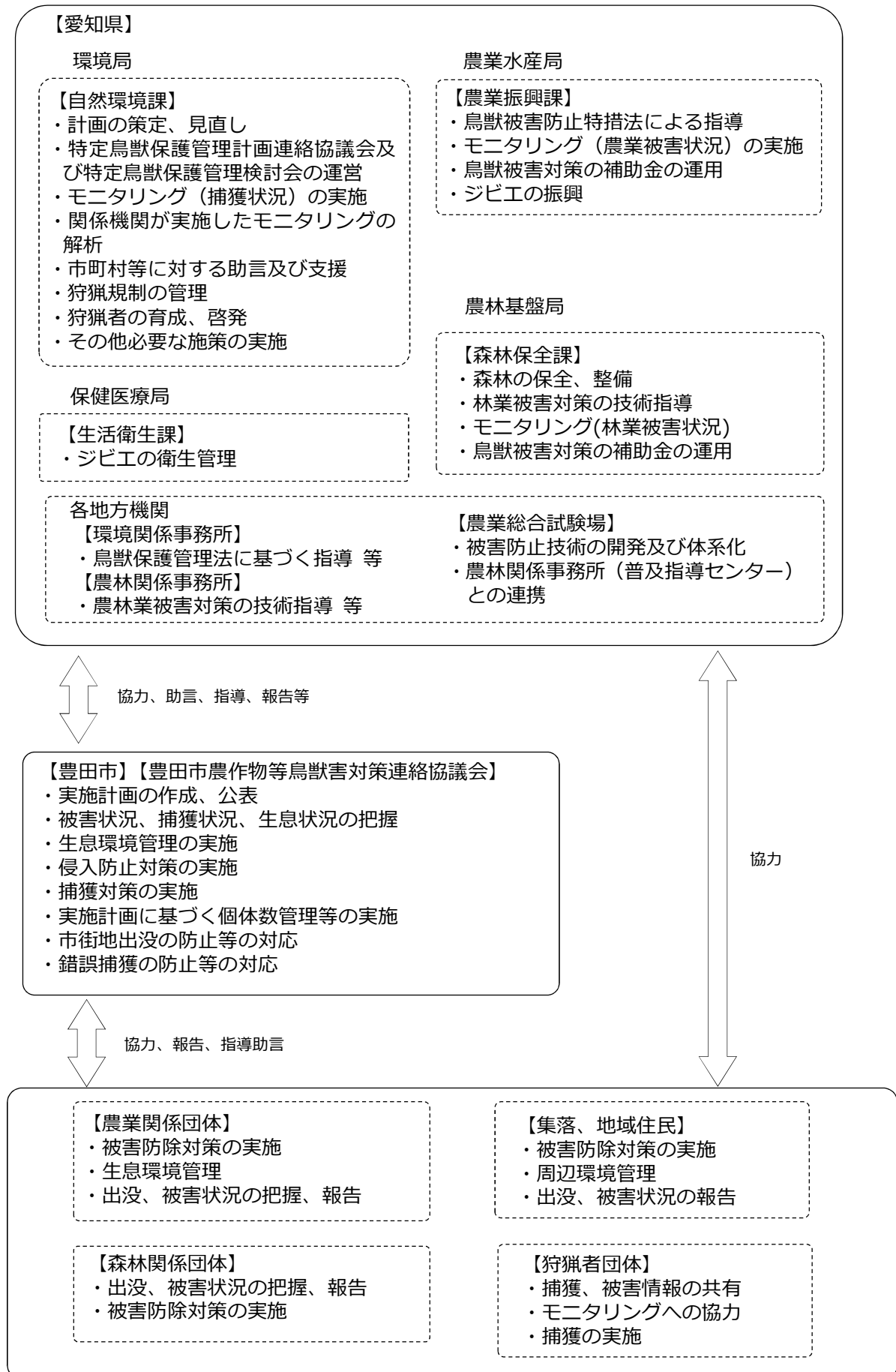
イ 実施計画の運用

実施にあたっては、捕獲従事者、地域住民等との連携を密にし、地域ぐるみで対策を実施できるようサポートする。また、捕獲状況、被害状況及び出没状況等の情報を常時把握し、捕獲時期及び捕獲場所を記載した捕獲マップを作成する等、実態の把握に努め、次年度の実施計画に反映する。

ウ 実施体制

実施計画を推進するため、図 7 に示す実施体制図のとおり、関係機関が連携、協力し、役割分担することにより着実に実行していく。

図7 計画の実施体制図



(2) 市街地出沒への対応

近年、イノシシが市街地等に出没し、交通事故等により住民の生活に支障を及ぼす事案が発生しており、今後同様の被害が増加する可能性がある。そのため、イノシシの出没を防止するための対策を実施するとともに、出没時に備えた体制の整備を行う。

ア 出没を防止するための対応

市街地への誘引を防止するため、山際や河川敷での藪の刈り払い等による侵入経路の遮断、餌付けの防止、生ごみ、放置果樹、放置農作物等の誘引物の除去などの対策を組み合わせる。また、地域住民に対しては、市街地出没を防止するための知識の普及啓発に努める。

イ 出没した時の対応

突発的な出没には、出没地点等の情報を収集し、必要に応じて地域住民への注意喚起を実施する。また、当該個体が本来の生息地に自発的に戻っていくように、移動経路の遮断も検討する。なお、市街地の環境や人に慣れた個体が出没する場合は、捕獲による除去を検討する。捕獲にあたっては、地元警察、市町村等により地域住民の安全を確保した上で実施する。また、出没に対して迅速に対応するため、事前に警察等の関係機関や、狩猟者団体等による体制の整備に努めるとともに、地域住民に対して市街地出没に係る情報提供を促し、事故等を防止するための知識の普及啓発に努める。

なお、出没が続く場合は、市街地周辺の生息地とみられる場所における捕獲の実施も検討する

(3) 錯誤捕獲の防止に係る対応

箱わなやくくりわなといったわなによる捕獲の場合、捕獲対象ではない鳥獣が錯誤捕獲される可能性がある。錯誤捕獲された鳥獣に関しては、原則その場での放獣で対応する。県及び市町村は、錯誤捕獲の発生時に備え、狩猟者や捕獲従事者に対し、危機管理に関する知識・技術の普及を行う。

また、イノシシのわな捕獲の場合、放獣時に人身被害の可能性があるツキノワグマやカモシカが錯誤捕獲される可能性がある。特にこれらの獣類が生息している地域においては、錯誤捕獲が起らないよう、自動撮影カメラ等による事前調査を行い、わなを設置する場所、わなの種類、誘引餌等に配慮する必要がある。

さらに、県及び市町村はこれらの獣類が錯誤捕獲された場合に備え、狩猟者団体、警察と連携した連絡、対応体制を整備するとともに、放獣時に麻酔を実施するための人員確保に努めるものとする。

(4) 感染症への対応等及び安全対策に関する配慮

ア 豚熱等の感染症への対策

豚熱については、依然として県内を含め各地で感染事例が報告されており、今後も生息密度の低減を目指した捕獲を継続する必要がある。また、捕獲の際は、捕獲個体や狩猟道具、車両等の移動により、他の地域に豚熱ウイルスを拡散させることがないよう、「CSF・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き」等により、消毒等の防疫措置を徹底するよう、

捕獲従事者に指導を行う。

また、人獣共通感染症にも十分に注意する必要がある。捕獲作業等によるイノシシの接触で注意すべき感染症として SFTS（重症熱性血小板減少症候群）等のダニ媒体の感染症、解体作業を行った手を介する場合や加熱が不十分な肉を食することでの経口感染として、ブタ回虫、E 型肝炎などがある。

これらの感染症に対しての情報を取りまとめ、捕獲従事者に対して、感染防止のための注意喚起を実施する。

イ 安全対策に関する配慮

イノシシの捕獲は、マダニ等による人獣共通感染症や、ヤマビルによる吸血被害のほか、滑落・転倒や銃器、さらには捕獲された個体（錯誤捕獲を含む）による事故等、様々な危険が伴う作業である。特にくくりわなによる捕獲の場合は、捕獲個体の逆襲による人身被害が発生するおそれがあり、止め刺しの際は保定要補助具を使用する、複数人で作業する等、安全面に十分に配慮する必要がある。

については、捕獲従事者やその所属団体が取り組む安全対策や緊急時の連絡体制を把握するとともに、想定される事故や事故発生時の対応等についてあらかじめ捕獲従事者と共有し、安全面に十分配慮した事業実施に努める。

（５）ジビエの振興等活用策

イノシシの捕獲を進める上で、捕獲したイノシシを地域の食物資源として有効に活用していくことは、生きものの命を大切に活用するということが、さらには、貴重な未利用地域資源を活用した地域振興を図るために大変重要なことである。イノシシに関しては、県内で豚熱の感染が確認されてからは、ジビエへの活用が難しい状況ではあったが、今後は将来的な消費拡大に繋がる取組を図っていく。

また、野生鳥獣の食肉利用においては、食中毒や感染症等の衛生上の懸念があることから、2014（平成 26）年 12 月に定めた「愛知県野生鳥獣肉衛生管理ガイドライン」により、狩猟から処理、食肉としての販売、消費に至るまで、イノシシを含めた野生鳥獣肉に起因する衛生上の危害発生の防止を図っていく。